

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長

事業用自動車の事故防止の徹底について

2月15日付けの警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した、事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで15件(対前年比4件増)、乗用(タクシー等)で39件(対前年比11件減)、貨物で289件(対前年比14件増)、合計343件(対前年比7件増)となりました。事業用自動車の死亡事故件数が増加したのは、5年ぶりのことです(当事者種別(第1当事者)別の事故原因、事故類型については未発表。)

「事業用自動車総合安全プラン2020」に掲げた事故削減目標(平成32年までに、死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下)を達成するためにも、運行管理、運転者教育の確実な実施、社内の安全意識の向上等に関し、下記事項を改めて徹底していただき事業用自動車の安全運行に万全を期すよう、貴会傘下会員に対し周知願います。

記

1. 点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという、安全確保の原点である運行管理業務を再確認し、徹底すること。
2. 運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守を徹底させることはもちろんのこと、運転者教育については、ドライブレコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。
3. 運転者に対し高齢者の事故の増加が社会的問題となっていることを理解させ、運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者及び高齢乗客に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン～脳健診の必要性と活用～」について

従前より、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成22年策定)において事業用自動車の運転者の健康に起因する事故を防止するために事業者が実施すべき方を整理し、脳血管疾患を始めとする主要疾病に関するスクリーニング検査の導入を推奨してきたところです。

しかしながら、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案が毎年増加しており、過去5年間でみても、その中で脳血管疾患が最も多くを占めることから、更なる脳血管疾患対策が求められるところです。

そうした中で、平成28年12月に道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されたところです。

今般、これらの状況を受け、産官学の幅広い関係者から成る「健康起因事故対策協議会」を開催し、別添1のとおり、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。また、本ガイドラインの普及を図るための概要版を別添2のとおり作成しました。

つきましては、自動車運送事業者における脳健診の受診や治療の必要性についての理解の浸透及び自主的なスクリーニング検査の導入を促進し、運転者の脳血管疾患による事故の防止を図るため、本ガイドライン及び概要版を活用していただくよう、傘下会員事業者に対する周知をお願いいたします。